

専任教員の年齢構成・学位保有状況

(学校教育研究科高度学校教育実践専攻)

職位	学位	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上	合計
教授 7人	博士				3				3
	修士				4				4
	学士								
	その他								
准教授 12人	博士		1	1					2
	修士			7	2				9
	学士					1			1
	その他								
講師 2人	博士								
	修士				1				1
	学士					1			1
	その他								
助教 1人	博士								
	修士			1					1
	学士								
	その他								
合計 22人	博士		1	1	3				5
	修士			8	7				15
	学士					2			2
	その他								

本学の定年規定は、教授、準教、講師、助教及び助手については、満65才となっている。専任教員として担当予定の者で、平成20年度に入学した学生が修了する平成21年度末までに定年に達する者はいない。

【定年規定】

国立大学法人鳴門教育大学職員就業規則（抜粋）

第1条から第23条（略）

（定年）

第24条 職員の定年は、満60歳とする。ただし、次に掲げる職員は、当該各号に定める年齢とする。

(1) 教授、准教授、講師、助教及び助手 満65歳

(2) 用務員 満63歳

2 定年による退職の日（以下「定年退職日」という。）は、定年に達した日以降における最初の3月31日とする。

（定年による退職の特例）

第25条 学長は、前条の規定にかかわらず、その職員の特殊性又はその職員の職務の遂行上の特別の事情からみてその退職により業務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があるときは1年を超えない範囲で定年退職日を延長することができる。

2 前項の規定による定年退職日の延長は、3年を超えない範囲で更新することができるものとする。

（再任用）

第26条 次の各号の一に該当する場合は、別に定めるところにより1年を超えない範囲内で期間を定め、採用することができる。

(1) 第24条及び第25条の規定により退職した者が引き続き勤務することを希望した場合

(2) 定年退職日以前に本学を退職した者が再び勤務することを希望した場合

2 前項の期間又はこの項の規定により更新された期間は、1年を超えない範囲で更新することができる。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日に国家公務員（非常勤職員を除く。）として本学に在職し、引き続き本学の設立の日に職員となった者は、第2条の職員となる。
- 3 前項に規定する職員に対しての、第9条に規定する労働条件の明示は、本規則の掲示をもつて行う。
- 4 この規則の施行日前に国家公務員として、承認、許可、処分等されていた事項については、引き続き本学の成立の日に職員となった場合も、当該事項等は引き続きものとし、当該事項等が終了するまでの間は、従前のとおりとする。
- 5 附則第2項により職員となった者が、施行日前に国家公務員として行った非違行為についても、本規則に基づき、懲戒等を行うことができる。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日に助教授として在職し、施行日において引き続き在職している者は、別に命令を発せられない限り、准教授となる。